

# 定例会

9月21日～22日



9月定例会は日曜議会として21日に開会し、会期を22日までの2日間と定め、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の投票を実施、引き続き町長から行政報告・提案理由の説明を受け、5議員が7項目にわたり一般質問を行い、教育委員会委員の任命、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意、条例の一部改正

2件を原案可決し、延会しました。  
22日は、条例の一部改正2件、規約の変更、組合の解散・処分、補正予算6件、平成19年度各会計決算の認定8件を決算審査特別委員会を設置のうえ付託、発議1件、意見書案6件を原案可決、報告3件を了承し閉会しました。

## 重度心身障害者及びひとり親家庭医療、乳幼児等の医療助成制度が改正されました

### 人事

#### 教育委員会委員の任命に同意

今年8月30日で退任された教育委員の土田富保さんの後任として、松田真理さん（豊永・46歳）を新たに任命することに同意しました。

9月30日で任期満了となる布瀬勝明さん（共和・60歳）、また10月10日で任期満了となる阿部博道さん（旭町・59歳）を再任することに同意しました。

#### 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意

9月30日で任期満了となる固定資産評価審査委員会の委

## 条例

員に中村純一さん（豊永・68歳）、竹中茂樹さん（活汲・55歳）の2人を再選することとし、山田耕司さん（緑町・57歳）を新たに選任することに同意しました。

・認可地縁団体印鑑条例及び公益法人等への津別町職員 の派遣等に関する条例の一部改正

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律の施行に伴い、関連する条例の一部改正を行い、平成20年12月1日から施行されます。

・特別職報酬等審議会条例及び議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

地方自治法の改正により「議員の報酬」が「議員の議員報酬」に名称が改められたことから、関連する条例の一部改正を行いました。

・重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正

北海道医療給付事業の見直しに伴い、本年10月から入院医療の助成対象が、小学生（1年生から6年生）まで拡大されました。また、精神障害者

（重度心身障害者・ひとり親家庭改正後）

	課税世帯		非課税世帯
	通院	入院	通院・入院
小学校1年生から6年生まで	初診時一部負担金と医療費の1割	初診時一部負担金	

初診時一部負担金は、医科580円・歯科510円・柔整270円（所得制限を超える方は本制度の対象外となります。）

保健福祉手帳1級所持者の通院医療費が対象に追加されました。



## 平成20年度予算補正

会計別	今回補正額	予算総額
一般会計	6,966万2千円	45億2,566万4千円
国保会計	1,001万2千円	9億6,701万3千円
後期高齢者医療会計	12万6千円	8,232万6千円
介護保険会計	543万3千円	4億5,018万2千円
介護サービス会計	6万円	2億8,601万5千円

### 補正された主な内容

#### 〈一般会計〉

- 給与費 △282万円
  - 賦課徴収事務経費 690万円
  - 老人福祉扶助費等 395万円
  - その他農業振興対策経費 415万円
  - 木材工芸館整備事業 1,292万円
  - 丸玉産業森づくり基金積立金 1,000万円
  - 林業構造改善事業 1,271万円
  - 児童館運営事務経費 △311万円
  - 放課後児童クラブ経費 432万円
  - 放課後子ども教室経費 321万円
- #### 〈国保会計〉
- 療養給付費等償還金 1,001万円
- #### 〈介護保険会計〉
- 国庫支出金等償還金 543万円

町のホームページに下記内容の議会情報を掲載していますので、ご覧になってください。

#### 内容

- 議会のしくみ運営・役割/議会構成
- 議員紹介/議会報つべつ
- 議決結果/開催日程
- 請願・陳情のしかた
- 傍聴のご案内

<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

・乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正  
 北海道医療給付事業の見直しにより、本条例の関係規定について条例の一部改正を行いました。  
 主な改正内容は、乳幼児医療の助成対象が、現行では、小学校就学前までの入院医療費と指定訪問看護が小学生（1年生から6年生）まで拡大され、平成20年10月1日から施行されます。

### （乳幼児改正後）

	通院	入院
小学校1年生から6年生まで	初診時一部負担金と医療費の3割	初診時一部負担金

- ・初診時一部負担金は、  
 医科580円・歯科510円・柔整270円  
 （所得制限を超える方は本制度の対象外となります。）

### 北海道市町村備荒資金組合規約の変更

道内全市町村で共同運営し



### 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散

一部事務組合として共同運営していた交通災害共済組合

ている北海道備荒資金組合について、構成する市町村が財政再生団体となることを回避するため普通納付金返還の特例制度を創設するために、規約の変更が必要となったもので、原案どおり可決しました。

### 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分

交通災害共済組合の解散に伴い、余剰金については、構成する関係町村に帰属することになりました。

について、当初の目的は十分果たしたものととして平成22年3月31日をもって解散することについて可決しました。